

少年法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しに係る改正規定の削除

一 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対して、無期刑をもつて処断すべき場合において、有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑の上限を「十五年」から「二十年」に引き上げる等の改正規定を削ること。

(第五十一条第二項及び第五十八条第一項第二号関係)

二 不定期刑の長期と短期の上限について「十年」と「五年」から「十五年」と「十年」に引き上げる等の少年に対する不定期刑の規定の見直しに係る改正規定を削ること。

(第五十二条関係)

第二 その他

所要の規定の整備を行うこと。